

営繕工事監理業務分担表（建築）

宮城県土木部営繕課・設備課

（平成21年8月）

営繕工事監理業務分担表（建築）の見方

- 1 この業務分担表は、工事の実施にあたり、監督職員と工事監理業務受託者との業務分担を示すものである。
- 2 本業務分担表は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「同（電気設備工事編）」、「同（機械設備工事編）」平成19年版（以下「標仕」という。）に対応したものである。
- 3 本分担表では、Aは「標仕」という監督職員、Bは工事監理業務の受託者の担当業務分担を示し、以下両者を総称して監督職員等という。本分担表で、ひとつの監督行為にA、Bの両方が記されている場合、__印を付した者が主体となって業務を行う。また、「標仕」に示される監督職員の行為をBが行うとしている場合には、工事請負契約上の責務を示すAの確認印を得る。
- 4 工事監理業務受託者は、基本的に設計者ではなく第三者であるため、Bは設計者と別人格とみなす。本分担表では設計者の役割について触れられていないが、監督業務を行うに当たっては、必要に応じてAが設計者と協議するものとする。
- 5 業務は以下の行為とする。
 - (1) 検 討・・・指示、承諾、協議等をする事項について工事監理業務受託者が、監督職員の補助的業務として事前にその内容を詳しく調べ考えること。
 - (2) 指 示・・・監督職員が工事施工者に対し、工事施工上必要な事項を書面によって示すこと。
 - (3) 承 諾・・・契約図書で承諾を規定した事項で、工事施工者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により了解すること。
 - (4) 協 議・・・契約図書で協議すると規定した事項について、監督職員等と工事施工者が結論を得るため合議し、その結果を書面に残すこと。
 - (5) 立 会・・・契約図書で示された項目、又は監督職員が必要と認めた高次の段階に適時、その過程もしくは結果を見届けること。なお、試験への立会は臨場試験とした。
 - (6) 検 査・・・契約図書に規定した工事の施工の各段階で、工事施工者が確認した施工状況や材料の試験結果について、工事施工者より提出された資料に基づき、監督職員等が契約図書との適否を判断すること。
臨場試験・臨場検査は抽出とする。抽出したもの以外は書面試験・書面検査とする。
 - 1) 試験
「標仕」 1.4.5「材料の検査に伴う試験」、1.5.6「施工の検査等に伴う試験」に示される試験について
 - ① 立会試験・・・工事施工者が行う試験を監督職員等が立会い確認すること。
 - ② 書面試験・・・工事施工者が試験により確認し、確認した事項の記録により、監督職員等が確認すること。
 - 2) 目視検査
 - ① 立会試験・・・監督職員等が目視により検査すること。
 - ② 書面試験・・・工事施工者が目視により確認し、確認した事項の記録により、監督職員等が検査すること。
 - 3) 計測検査
 - ① 立会試験・・・監督職員等が計測により検査すること。
 - ② 書面試験・・・工事施工者が計測により確認し、確認した事項の記録により、監督職員等が検査すること。
 - (7) 調 整・・・監督職員等が関連する工事との間で、工事内容、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を工事施工者に通知することをいう。
 - (8) 受 理・・・工事施工者から報告を受領し、内容を確認・把握することをいい、監督行為としては、受領することで終結するものをいう。
 - (9) その他・・・注意の喚起、工事施工者による照合状況の確認など、監督要領に記述される上記以外の監督行為をいう。
- 6 上記以外の用語の定義は「標仕」による。

建築工事監理業務の分担

A：監督職員
B：監理業務受注者
下線：主務者

注) Bの業務をAは行うことができる

章	監 理 内 容		監 理 方 法														
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整	受 理 そ の 他	要 領	1 / 17		
						試 験		目 視		計 測							
						立会	書面	立会	書面	立会	書面						
1 一般共 通事項	1.1 工事請負契約書・契約工程表・ 現場代理人等通知書・技術資料	提出書類内容												A			
	1.2 設計図書	質問回答書・現場説明書・特記仕様書・図面・標準仕様書			<u>A</u> B									A B	設計図書を把握し、疑義や納まりについて協議し、その結果を必要に応じて 所定の手続を行う。 (設計図書及び工事関係図書を工事の施工以外の目的で第三者に使用させ る場合は承諾する。)		
	1.3 火災保険等	保険の種類、加入期間												A	種別、期間(工期+14日)、保険金額を確認する。		
	1.4 建設業退職金共済制度	該当者の有無、受払状況												A	全下請けを含め、退職金制度該当者の有無を把握し、該当者がいる場合は 購入枚数及び貼り付けを確認する。		
	1.5 官公署その他への届出手続 (1.1.3)	書式・提出先・提出時期・検査時期												A B	提出書類を受理し、内容を確認する。		
	1.6 工事実績情報の登録 (1.1.4)	登録内容												A	登録前に、登録内容を確認する。		
	1.7 書類の書式等 (1.1.5)	書式、提出部数		A											書式は、別に定めがある場合を除き指示する。		
	1.8 施工体制台帳等	施工体制台帳・施工体系図												A	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき書類を 受理し、内容が「建設業法」に従っているかを確認する。		
	1.9 別契約の関連工事 (1.1.7)	施工上、密接に関連する工事												<u>A</u> B	別契約の施工上密接に関連する工事と調整する。		
	1.10 疑義に対する協議等 (1.1.8)	設計図書の内容、現場の納まり、取り合い													A B	設計図書の内容及び現場の納まり、取り合い等で疑義が生じた場合は、請 負者等と協議する。 (設計図書及び契約条件の不備による場合は、設計担当者、別契約の関連 工事の担当職員を含め、協議を行う。)	
	1.11 設計図書の訂正、変更	1) 協議により、設計図書の訂正又は変更を行う場合 2) 協議により、設計図書の訂正又は変更を行わない場合													<u>A</u> B	変更設計図書の内容を把握する。	
															A B	指示事項、協議事項等の記録を確認する。	
	1.12 工事の一時中止 (1.1.9)	埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場 合、別契約の関連工事の進捗が遅れた場合、工事着手後、周 辺環境問題等が発生した場合、第三者又は工事関係者の安全 を確保する場合		A										A	A B	一時中止が必要となった場合、状況調査報告書を受理し、関係者と調整す る。	
	1.13 工期の変更に係る資料 (1.1.10)	関係資料の提出													A B	工期の変更の協議に必要な資料を受理する。 (計画担当者とは協議する。)	
														A			
1.14 特許権等 (1.1.11)	特許権の出願等														A B	出願しようとするものについて請負者と協議する。 (設計、計画担当者には確認する。)	
														A			

章	監 理 内 容		監 理 方 法													
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整 その他	要 領	2 / 17		
						試 験		目 視		計 測						
						立会	書面	立会	書面	立会	書面					
1 一般共 通事項 の続き	1.15 文化財その他の埋蔵物 (1.1.12)	文化財その他の埋蔵物の状況	A									A	A B	文化財等の埋蔵物が発見された場合は、状況調査報告書を受理し関係者と調整し、措置について請負者に指示する。		
	1.16 実施工程表 (1.2.1)	提出時期、内容検討		A										A B	実施工程表を受理し、工期、天候、製作期間、つながり等を検討し、承諾する。	
				A									A B	関連工事がある場合は他の監督職員と調整を行い、必要な指示をする。		
				A										A B	変更が生じた場合、内容を検討し、承諾する。	
	1.17 実施工程表の補足としての工程表 (1.2.1)	提出時期、書式、配布先	A											A B	作成について請負者に指示し、提出された工程表の内容を確認する。	
	1.18 総合施工計画書 (1.2.2)	設計図書及び関係法令との整合、工事概要、施工体系、工程、総合仮設計画、施工上の問題点、主要工事の施工方針、管理・自主検査計画、安全衛生管理、環境保全対策等												A B	工事の総合的な計画の把握	
	1.19 工種別の施工計画書 (1.2.2)	1) (詳細は各章参照) 2) 品質計画に係る部分													A B	(詳細は各章参照)
				A											A B	品質計画部分については承諾する。
	1.20 施工図等 (1.2.3)	(詳細は各章参照)		A											A B	(詳細は各章参照)
	1.21 工事の記録 (1.2.4)	工事打合せ書・施工の記録・工事写真・見本等													A B	指示事項、協諸事項等の記録を確認する。
	1.22 試験記録 (1.2.4)	試験結果		A											A B	施工に際し試験を行った場合は試験成績書を確認し、承諾する。
	1.23 施工の記録・工事写真・見本等 (1.2.4)														A B	施工の記録、工事写真、見本等施工が適切であることを証明する記録を確認する。
				A												(施工が適切なことを証明する必要がある場合は指示する。)
	1.24 施工体制	現場代理人・主任技術者又は監理技術者・専門技術者・施工体制台帳・施工体系図・建設業許可標識													A	建設案法に基づく資格であることを確認する。 施工体制台帳、施工体系図、建設業許可標識等を確認する。
	1.25 施工管理技術者 (1.3.2)	資格													A	資格又は能力を証明する資料を受理し、確認する。
1.26 電気保安技術者 (1.3.3)	1) 資格													A	資格を証明する資料を受理し確認する。	
	2) 知識及び経験		A											A B	電気主任技術者以外の場合は、知識及び経験を証明する資料を受理し、承諾する。	
1.27 工事用電力設備の保安責任者 (1.3.4)	資格													A B	資格又は知識及び経験を証明する資料を受理し、確認する。	
1.28 施工条件 (1.3.5)	1) 日曜日・祝日の施工		A											A B	日曜日・祝日に施工を行う場合は承諾する。	
	2) 施工時間が決められている場合		A											A B	決められている施工時間を変更する場合は承諾する。	
	3) 施工時間が決められていない場合の夜間・休日工事													A B	理由を確認する。	
	4) その他の施工条件													A B	現場説明書等の特記を把握する。	

章	監 理 内 容		監 理 方 法													
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整	受理 その他	要 領	3 / 17	
						試験		目視		計測						
						立会	書面	立会	書面	立会	書面					
1 一般共 通事項 の続き	1.29 品質管理 (1.3.6)	(詳細は各章参照)													検査請求を受けた場合は検査を行う。	
		試験又は検査の結果			A B										疑義が生じた場合は、請負者等と協議する。	
	1.30 施工中の安全確保及び環境保全 (1.3.7)(1.3.11)	1) 安全衛生管理・建設副産物・安全衛生管理体制・火気の取扱 ・環境保全・近隣との折衝・化学物質等安全データシート・ イメージアップ												A B	安全確保及び環境保全に努めるよう指導する。	
		2) 施工方法												A B	工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管へ支 障をきたさない施工方法を定めるよう指示する。 ----- (これによりがたい場合は請負者等と協議する。)	
	1.31 発生材の処理等 (1.3.8)	1) 引渡を要するもの	A											A	整理方法、集積場所を指示し、発生材調書を受理し、内容を確認する。	
		2) 再利用・再資源化を図るもの			A B									A B	設計図書に定められた以外に発生材の再利用、再生資源の活用について協 議し、再資源化施設等に搬入されたか調書で確認する。	
		3) その他												A B	関係法令等に従い適切に処理されたか確認する。	
	1.32 交通安全管理 (1.3.9)	工事材料、土砂等の搬送計画・通行経路の選定等												A B	関係機関と打合せの上、交通安全管理に努めるように指導する。	
	1.33 災害時の安全確保 (1.3.10)	人命の安全確保・二次災害の防止・状況調査												A B	災害等が発生したときは、事故調査報告書を受理し関係者に報告する。	
	1.34 養生・後片づけ (1.3.12)(1.3.13)													A B	養生・後片づけ・清掃を行うことを指導する。	
	1.35 環境への配慮 (1.4.1)	環境負荷低減への配慮、揮発性有機化合物含有の有無												A B	グリーン調達物品の積極的採用を指導する。	
	1.36 材料の品質等 (1.4.2)	1) 品質及び性能の証明・規格品の証明													A B	品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認する。(再生材も同様)
		2) 調査を要する材料													A B	調査を要する材料は調査に先立ち、調査表等を受理し、内容を確認する。
		3) 見本(材料、仕上げの程度、色合い等)		A											A B	見本はあらかじめ内容を検討し、承諾する。
		4) 設計図書に定められた規格等が改正された場合		A												色、柄については設計担当者として協議し、指示する
	1.37 材料の搬入 (1.4.3)	搬入報告(品質・性能・数量)													A B	材料の搬入毎に各報告書を受理し、内容を確認する。
1.38 材料の検査等 (1.4.4)	(詳細は各章参照)														材料の種別毎に検査を行う。	
1.39 材料の検査に伴う試験 (1.4.5)	1) 試験計画書・試験場所		A											A B	試験方法、試験場所を確認し、承諾する。	
	2) 試験の実施		A		A B									A B	試験には原則立ち会う。試験成績書を確認し、承諾する。	
1.40 材料の保管 (1.4.6)	保管方法													A B	確認が必要と判断される材料の保管方法、場所について指導する。	
1.41 施工 (1.5.1)	施工内容													A B	設計図書及び施工計画書、実施工程表、施工図等に従って行う。	
			A												(コンクリート打ち込み等で設備等が隠蔽となる部分を施工する場合は、 関連工事の検査が完了するまで施工を行わない。行う場合は承諾する。)	

章	監 理 内 容		監 理 方 法												
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整 その他	要 領	4 / 17	
						試 験		目 視		計 測					
						立会	書面	立会	書面	立会	書面				
1 一般共 通事項 の続き	1.42 技能士・技能資格者 (1.5.2)(1.5.3)	(詳細は各章参照)											A B	資格又は能力を証明する資料を受理し、確認する。	
	1.43 一工程の施工の確認及び報告 (1.5.4)	1) 施工の確認及び監督職員への報告者の資格要件		A										A B	資格、経歴等を証明する資料により確認し、承諾する。
		2) 施工の確認												A B	施工報告書を受理する。
	1.44 施工の検査等 (1.5.5)	1) (詳細は各章参照)													
		2) 見本施工		A										A B	仕上がり程度を確認し、承諾する。
	1.45 施工の検査等に伴う試験 (1.5.6)	1) 試験計画書・試験場所		A										A B	試験方法、試験場所を確認し、承諾する。
		2) 試験の実施		A		A B								A B	試験には原則立ち会う。試験成績書を確認し、承諾する。
	1.46 施工の立会い等 (1.5.7)	設計図書に定められた場合 監督職員の指示を行った場合	A						A B					B	立会請求を受け、立会日時を指示し、施工の立会いを行う。
	1.47 工法の提案 (1.5.8)	所要の品質及び性能の確保が可能な工法・環境の保全に有効な工法			A B									A B	資料を確認し、設計担当者と合議し、請負者寺と協議する。契約後V E提案として受理可能か検討する。
	1.48 化学物質の濃度測定 (1.5.9)	特記事項確認(測定物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数)												A B	測定結果を受理し、内容を確認する。
1.49 工事検査及び技術検査 (1.6.1)(1.6.2)	完成時期・部分払請求時期・指定部分完成時期・特記された場合(中間技術検査)・発注者が特に必要と認めた場合(事故等)	A											A B	請負者からの通知を受理し、必要な要件を満たしているか確認する。 (部分払いの場合は出来形部分等の算出方法について指示する。)	
1.50 完成図等 (1.7.1)(1.7.2)	1) 完成図・施工図・施工計画書												A B	受理し、完成時の状態が適切に表現されているか確認する。	
	2) 保全に関する資料												A B	所定の保全に関する資料を受理し、内容を確認する。提出時に請負者から説明を受け、施設管理者へ説明を行う。	
	3) 完成写真		A										A	完成写真について、設計図書と照合し、確認する。また、撮影箇所の詳細について指示する。	
	4) 近隣等との協議事項												A B	近隣等と折衝があった場合は、協議書等を受理し、内容を確認する。	
2 仮設工事	2.1 着工前準備	1) 近隣の建物、工作物等の状況											A B	近隣、敷地内の状況確認、近隣に及ぼす影響を把握する。	
		2) 敷地境界石の位置					A B		A B					設計図書と照合し、確認する。	
	2.2 総合施工計画書			A									A B	総合施工計画書として受理し、仮設計画の概要を把握する。 (監督員事務所の電灯、給排水等の設備を指示する。)	
				A											(仮設で目的物の一部を使用の申請があった場合は、内容を検討し承諾する。)
2.3 縄張り (2.2.1)	建物の位置								A B					設計図書により検査する。	
2.4 ベンチマーク (2.2.2)	設置状況/高さ							A B		A B				移動の恐れが無いことを目視検査する。設計GLとの関係を確認する。	

章	監 理 内 容		監 理 方 法													
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整	受 理 其 他	要 領	5 / 17	
						試 験		目 視		計 測						
						立会	書面	立会	書面	立会	書面					
2 仮設工事 の続き	2.5 遣方 (2.2.3)	1) 水平基準・基準墨									A B				水平であることを検査する。設計図書により建物の位置を検査する。	
		2) 測定器具												A B	基準巻き尺の表示マークを目視確認する。	
	2.6 足場その他 (2.2.4)	指定仮設												A B	設計図書と照合し、範囲、強度の確認をする。	
3 土工事	3.1 施工計画書			A										A B	受理し、品質計画の部分は承諾する。	
	3.2 施工図(根切・掘削)	根切深さ、範囲、順序		A										A B	施工図を受理し、設計図書及び工事施工条件等を確認し承諾する。	
	3.3 施工図(山留め)	工法、範囲、深さ、支保工の種類、切梁の段数・位置												A B	施工図を受理する。	
	3.4 根切り (3.2.1)	1) 根切深さ及び状態							B	A	B	A				設計図書、施工図等により検査する。
		2) 支持地盤(土質等)							B	A						設計図書、施工計画書により土質調査資料を検査する。 (設計図書と異なる場合は請負者と協議する。)
		3) 地中埋設物・障害物				A B										重大な障害物について協議があった場合は処理について設計担当者及び請負者と協議する。
	3.5 排水 (3.2.2)	根切り底、法面、敷地内及び近隣等への影響													A B	適切な排水を行うよう指導する。 (予想外の出水の場合は請負者等と協議する。)
						A B										
3.6 埋戻し・盛土 (3.2.3)	1) 材料の種別、土質、埋め戻し土、盛土の適否									A B					土質を検査する。 (B種及びC種の土質が適さない場合は請負者等と協議する。)	
	2) 型枠等の除去、締め固め工法、転圧の厚さ、余盛り高さ				A B										(型枠を存置する場合は請負者と協議する。)	
3.7 建設発生土の処理 (3.2.5)	処理先、数量、過積載防止													A B	処理先を確認する。処理先の発行資料で数量検査する。	
3.8 山留め (3.3.1)(3.3.2)(3.3.3)	1) 材料													A B	設計図書及び目視等により確認する。	
	2) 設置													A B	施工状況を把握する。	
	3) 管理・撤去													A B	施工状況を把握する。 A (異常が生じて請負者から報告があった場合、直ちに上司に報告する。)	
4 地業工事	4.1 施工計画書			A										A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。 A B (セメントミルク工法の施工業者の技量証明を受理する。)	
														A B	(場所打ちコンクリート杭の専門業者から工事に相応した技術を有することを証明する資料を受理する。)	
															A B	
4.2 施工図等	試験杭の位置、本杭の打設順序、深さ		A										A B	設計図書等を検討し承諾する。		

章	監 理 内 容		監 理 方 法													
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整	受理 その他	要 領	6 / 17	
						試験		目視		計測						
						立会	書面	立会	書面	立会	書面					
4 地業工事 の続き	4.3 杭の載荷試験 (4.2.2)(4.2.3)	1) 試験計画書											A B	試験計画書を受理する。		
		2) 試験杭・試験				A B								設計図書により検査する。荷重を載荷し、沈下量を検査する。		
	4.4 平板裁荷試験 (4.2.4)	1) 試験計画書												A B	試験計画書を受理する。	
		2) 試験				A B									設計図書により検査する。荷重を載荷し、沈下量を検査する。	
	4.5 杭の材料 (4.3.2)(4.4.2)(4.5.3)	杭材・溶接材料・セメント						B	A	B	A				設計図書により検査する。必要に応じ、計測し検査する。	
	4.6 既製コンクリート杭地業、鋼杭 地業：工法(共通) (4.3.6)(4.3.7)(4.3.8) (4.4.4)(4.4.5)(4.4.6)	1) 継手								A B					施工計画書により、写真、杭施工報告書等を検査する。	
		2) 杭頭の処理										A B			施工計画書により、写真、杭施工報告書等を検査する。	
		3) 泥土・廃液・発生材												A B	処理先を確認する。処理先の発行資料で数量検査する。	
		4) 施工記録												A B	施工報告書を受理し、施工記録を確認する。	
	4.7 既製コンクリート杭地業、鋼杭 地業：打込み工法 (4.3.3)(4.2.2)	1) プレポーリング								A B		A B			写真、計測記録により検査する。	
		2) 試験杭	A			A B									設計図書、試験計画書、計測記録、土質資料により検査する。	
			A												(水平位置のずれが100mmを超える場合は、設計担当者と協議し、必要事項を指示する。)	
4.8 既製コンクリート杭地業：セメントミルク工法 (4.2.2)(4.3.4)	1) 試験掘削・試験杭	A			A B									設計図書、試験計画書、計測記録、土質資料により検査する。		
		A											(水平位置のずれが100mmを超える場合は、設計担当者と協議し、必要事項を指示する。)			
	2) 本杭							A B		A B				設計図書、施工計画書により、写真、杭施工報告書等を検査する。		
3) 根固め液・杭周固定液									A B		A B			設計図書、施工計画書により、写真、杭施工報告書等を検査する。		
				A B										(根固め液が地盤により浸透が苦しい場合は、監督職員と協議する。)		
4.9 既製コンクリート杭地業、鋼杭 地業：特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.5)	1) 試験杭	A			A B									設計図書、試験計画書、計測記録、土質資料により検査する。		
														(杭周固定液が浸透して、逸失した場合は、その対策を定めさせ承諾する。)		
	2) 本杭							A B		A B				設計図書、施工計画書により、写真、杭施工報告書等を検査する。		
		A												(水平位置のずれが100mmを超える場合は、設計担当者と協議し、必要事項を指示する。)		

章	監 理 内 容		監 理 方 法														
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整	受理 その他	要 領	7 / 17		
						試験		目視		計測							
						立会	書面	立会	書面	立会	書面						
4 地業工事 の続き	4.10 場所打ちコンクリート杭地業、 鋼杭地業：材料その他 (4.5.3)	1) 鉄筋							A	B							鉄筋【材料】による。
		2) 鉄筋かご組立								A	B						設計図書、施工計画書により、写真、杭施工報告書等を検査する。 (鉄筋量が多く補強リングが変形する恐れがある場合は、請負者等と協議する。)
		3) コンクリート			A						A	B					設計図書、施工計画書により、材料搬入報告書等を検査する。 (打ち込みに支障がある場合にスランプを21cmとし、単位数量の最大値を200kg/cm3とする場合は承諾する。)
4.11 場所打ちコンクリート杭地業： 工法(共通) (4.5.6)(4.5.7)	1) 泥土・廃液・発生材												A	B		処理先の確認、処理報告資料等により数量を確認する。	
	2) 杭頭の処理									A	B					設計図書、施工計画書により、材料搬入報告書等を検査する。	
	3) 施工記録												A	B		施工報告書を受領し、施工記録を確認する。	
4.12 場所打ちコンクリート杭地業： アースドリル工法、リバース工 法、オールケーシング工法 (4.5.4)	1) 試験杭	A			A	B										設計図書、試験計画書、計測記録、土質資料により検査する。 (水平位置のずれが100mmを超える場合は、設計担当者と協議し、必要事項を指示する。)	
	2) 本杭 位置の確認	A							A	B						設計図書、施工計画書により、材料搬入報告書等を検査する。 (水平位置のずれが100mmを超える場合は、設計担当者と協議し、必要事項を指示する。)	
	3) 掘削深さ、径									A	B					計測記録、確認記録により検査する。 (掘削困難な場合は、請負者等と協議する)	
	4) 支持地盤の確認									A	B					設計図書、施工計画書により、材料搬入報告書等を検査する。 (支持地盤の状況に応じて立会検査を行う。)	
	5) 鉄筋かご建て込み									A	B					設計図書、施工計画書により、材料搬入報告書等を検査する。	
	6) スライム処理									A	B					確認記録により検査する。	
	7) コンクリート打設						A	B		A	B					打設量を確認する。計測記録、試験記録により確認する。	
	8) 安定液										A	B				試験成績書により検査 (土質により安定液を用いない場合は請負者等と協議する。)	
4.13 場所打ちコンクリート杭地業： 工法(場所打ち鋼管コンクリート 杭工法及び拡底杭工法) (4.5.5)	1) 試験杭	A			A	B										設計図書、試験計画書、計測記録、土質資料により検査する。 (水平位置のずれが100mmを超える場合は、設計担当者と協議し、必要事項を指示する。)	

章	監 理 内 容		監 理 方 法													
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整	受理 その他	要 領	8 / 17	
						試験		目視		計測						
						立会	書面	立会	書面	立会	書面					
4 地業工事 の続き	4.13 場所打ちコンクリート杭地業： 工法(場所打ち鋼管コンクリート 杭工法及び拡底杭工法) の続き (4.5.5)	2) 本杭	A							A	B				設計図書、施工計画書により、材料搬入報告書等を検査する。 (水平位置のずれが100mmを超える場合は、設計担当者と協議し、必要事項を指示する。)	
	4.14 砂利、砂、割石及び捨てコンク リート地業等 (4.6.2)	1) 材料(砂利・砂・割石・床下防湿層)								A	B				材料検査記録により検査する。	
		2) コンクリート					A	B							コクリート工事【無筋コンクリート】による。	
	4.15 砂利及び砂地業 (4.6.3)	1) 敷き均し										A	B		設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。	
		2) 締め固め									A	B			設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。	
		3) 仕上げ								A	B	A	B		設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。	
	4.16 割石地業	1) 敷き並べ・締め固め・目つぶし									A	B			設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。	
		2) 仕上									A	B	A	B	設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。	
4.17 捨てコンクリート地業 (4.6.4)	仕上									A	B	A	B	設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。		
4.18 床下防湿層 (4.6.5)	重ね合せのみ込み・位置									A	B	A	B	設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。		
5 鉄筋工事	5.1 施工計画書	1) 超音波探傷試験		A									A	B	受理する。品質計画の部分は承諾する。 (試験従事者は当該圧接工事に関連の無いことを確認し、技量証明書により確認する。)	
		2) 工法												A	B	(特殊な鉄筋継手の工法について、評定書等により適合を確認する。)
	5.2 施工図等	鉄筋加工図・各部詳細図・配筋図		A										A	B	設計図書等を検討し承諾する。
	5.3 配筋検査 (5.1.3)	主要な配筋の数量、かぶり、間隔、位置等								A	B	A	B		施工図により、検査する。	
	5.4 材料 (5.2.1)(5.2.2)	1) 鉄筋・溶接金網								B	A					設計図書により検査する。
2) スペーサー													A	B	見本品又はカタログで確認する。	
5.5 材料試験(鉄筋) (5.2.3)	1) 試験により品質を証明する場合		A		A	B							A	B	試験計画書を受理し、試験により品質を検査し、承諾する。	
	2) 溶接をする場合の試験		A		A	B							A	B	試験計画書を受理し、試験により品質を検査し、承諾する。 (溶接が軽易な場合は検査の省略を承諾できる)	

章	監 理 内 容		監 理 方 法														
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査				調整	受理 その他	要 領	9 / 17				
						試験		目 視						計 測			
						立会	書面	立会	書面	立会	書面						
5 鉄筋工事 の続き	5.6 加工及び組立 (5.3.1)～(5.3.7)	1) 技能士												資格を証明する資料により検査する。			
		2) 種別、径、長さ、本数、間隔、余長、曲げ半径/継手、定着、フック/かぶり厚さ/補強結束線/鉄筋の保護、養生、結束線								A	B				施工図により検査する。		
															(梁主筋の柱内定着において、縦に折り曲げて定着する場合に、折り曲げた先の直線の長さが、10dに満たなくなる場合は請負者等と協議する。)		
															(梁筋を線内に曲げ上げて定着する場合にやむを得ず曲げおろす場合は承諾する。)		
															(重ね継手及び定着の長さがとれない場合は、請負者等と協議する。)		
														(補強筋を主筋の内側に入れられない場合は外側で承諾する。)			
	5.7 ガス圧接	圧接部端面 (5.4.6)									A	B			施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。		
		(1) 外観試験 (5.4.9)	膨らみの形状、寸法/圧接面のずれ/軸心の食い違い、曲り、ひび割れ						A	B					設計図書、試験計画書により検査する。		
		(2) 超音波探傷試験 (5.4.9)	探傷試験						A	B					試験計画書、試験成績書により検査		
		(3) 引張試験 (5.4.9)	引張試験							A	B				設計図書、試験計画書、計測記録により検査する。		
		(4) 試験片抜き取り後の処置 (5.4.9)	処置状況											A	B	抜き取り後の処置を写真により確認する。	
														A		(試験片を採取した箇所が、D25以下で重ね継手とする場合は承諾する。)	
	(5) 不合格圧接部の修正 (5.4.10)	1) 外観試験の不合格部(修正部の状況)												A	B	施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。	
2) 抜き取り試験による不合格ロット(修正部の状況)													A	B	原因を調査させ、改善措置を受理、内容を検討し、承諾する。		
														A	B	不合格箇所の修正方法を協議し、修正箇所の記録を受理する。	
5.8 機械式継手 (5.5.2)	施工・品質確認・不良箇所の修正													A	B	告示に基づく施工を検査する。	
5.9 溶接継手 (5.5.3)	溶接施工・溶接部の試験・不良箇所の修正													A	B	写真、確認記録により検査する。	
6 コンクリート工事	6.1 施工計画書	1) 承諾												A	B	受理し、品質計画の部分は承諾する。	
		2) 製造所													A	B	製造所を承諾する
		3) II類コンクリート													A	B	II類コンクリートを使用する場合は承諾する
		4) 規格品外コンクリート													A	B	規格品コンクリートで所定の品質が得られない場合は規格外のものを承諾する。
		5) 高炉セメント													A	B	高炉セメントB種を使用する場合は請負者と協議する。
		6) アルカリシカ反応B													A	B	アルカリシカ反応がBの骨材を使用する場合は承諾する。
		7) 許容差を超えた場合の処置方法													A	B	許容差を超えた場合の補修方法は承諾する。

章	監 理 内 容		監 理 方 法												
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整 その他	要 領	10/17	
						試験		目視		計測					
						立会	書面	立会	書面	立会	書面				
6 コンクリート工事の続き	6.1 施工計画書の続き	8) 床型枠用鋼製デッキプレート											A B	床型枠用鋼製デッキプレートを用いる場合は実績等の資料を受理する。	
	6.2 施工図	コンクリート躯体図・インサート割付け図		A									A B	設計図書等を検討し承諾する。	
	6.3 材料 (6.3.1)～(6.3.5)	セメント、骨材、水、混和材料								A B					設計図書により、写真、材料検査記録等を検査する。
	6.4 コンクリートの製造及び輸送 (6.4.1)～(6.4.9)	試し練り、計画スランプ、計画空気量、所要気乾単位容積質量、調合強度					A B							A B	報告書、試験成績書により計画調査を確認する。
				A											(材齢7日の強度から材齢28日の経度を推定する場合は承諾する。)
	6.5 普通コンクリートの品質管理 (6.5.1)～(6.5.5)	フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、塩化物量、単位容積質量								A B				A B	設計図書により検査する。
				A											(凝結を遅らせるなどの特別な方法を講ずる場合は、承諾する。)
								A B						A B	(規格品コンクリートの場合は、生産者の品質管理の結果を受理する。)
									A B				A B	(I類コンクリート以外及びII類コンクリートの場合は品質管理の結果を受理する。)	
	6.6 技能士(コンクリート圧送)	資格							B	A					資格を証明する資料により検査する。
	6.7 圧送準備、打込み、締固め、打継ぎ (6.6.1)～(6.6.6)	運搬用機器の確認、打込み工法・区画・順序、作業動線、道板の確保、打込み箇所の清掃、型枠散水、打設時間、打込み速度、落下高さ、振動機の台数・挿入間隔・要員、たたき締め要員・型枠工・鉄筋工等、打継ぎ面の処理、上面の仕上げ								A B					打設計図書により検査する。
	6.8 打込み後の確認等 (6.6.7)	コンクリートの有害なひび割れ・空洞・ジャンカ等、主要構造部に影響のあるような欠陥		A										A B	欠陥の報告を受理し、補修方法について監督員が指示する。
										A B					補修後、目視検査する。
その他の欠陥			A										A B	補修方法を承諾する。	
6.9 仕上げ (6.6.6)	コンクリートの仕上がり平坦さ、仕上がり寸法										A B		設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。		
6.10 養生 (6.7.1)～(6.7.3)	養生温度、初期養生、表面乾燥の防止、振動等からの保護、保温、採暖												A B	設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を確認する。	
6.11 材料試験 (6.10.2)	1) コンクリート及びコンクリート材料		A										A B	コンクリートが軽易な場合は省略することを承諾する。	
	2) 砂及び砂利の絶乾密度、吸水率		A			A B							A B	絶乾密度を2.4kg以上、吸水率を4%以下とする場合は承諾する。	
6.12 フレッシュコンクリートの試験 (6.10.3)	1) スランプ、空気量、塩化物量、単位容積質量					A B								設計図書、調合計画書により検査する。	
	2) コンクリート温度					A B								(コンクリート打ち込み時の気温が25℃以上となる場合又は寒中コンクリートの場合は試験を行う)	
6.13 コンクリート強度の試験 (6.10.4)～(6.10.6)	1) コンクリート強度、圧縮試験機の品質					A B								設計図書、試験計画書により試験成績書を検査する。	

章	監 理 内 容		監 理 方 法												
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整 受 理 其 他	要 領	11 / 17	
						試 験		目 視		計 測					
						立会	書面	立会	書面	立会	書面				
6 コンクリート工事の続き	6.13 コンクリート強度の試験の続き (6.10.4)～(6.10.6)	2) 試験後の処置等		A									A B	(管理試験の結果、強度が不足した場合の措置は承諾する)	
				A									A B	(構造体強度の推定試験が不合格の場合は適切な試験方法を承諾する。)	
				A										A B	(承諾した試験方法により、構造体の強度を確認し、必要な処置を指示する。)
	6.14 寒中コンクリート (6.12.1)～(6.12.7)	強度管理の材齢		A										A B	材齢を91日以下かつ積算温度を420° D・D以下となる場合は承諾する。
	6.15 無筋コンクリート (6.14.1)～(6.15.8)	材料、品質								A B		A B			設計図書により、写真、材料検査記録等を検査する。材料搬入報告書等 を検査する。設計図書、計画調査書により材料検査記録を検査する。
	6.16 高い強度のコンクリート (6.15.1)～(6.15.8)	試し練り				A B									計画調査書により検査する。
	6.17 型枠材料 (6.9.3)	型枠・スリーブ								A B				A B	施工計画書により写真、施工報告書等 を検査する。
				A											(標準仕様書表6.2.3に示す以外のせき板の場合は承諾する)
	6.18 技能士(型枠)	資格							B	A					資格を証明する資料により確認する。
6.19 型枠加工組立 (6.9.4)	組立・開口部貫通孔・埋め込み金物取付・ルーフトレイン取付							A B		A B			A B	施工図により検査する。	
6.20 型枠取り外し (6.9.5)	最小存置期間												A B	材齢の場合は期間を確認する。	
			A										A B	強度の場合は試験成績書、安全確認検討書により承諾する。	
6.21 型枠締め付け金物の頭処理 (6.9.6)									A B					施工計画書により、写真、施工報告書等 を確認する。写真、施工報告書等 を検査する。	
7 鉄骨工事	7.1 鉄骨製作工場 (7.1.3)			A									A B	工場選定資料と設計図書を照合、 検討し承諾する。	
													A B	(加工能力が特記された場合には、 証明となる資料を受理する)	
														A B	(品質管理が適正に行われた記録 を受理する。)
	7.2 施工管理技術者 (7.1.4)	資格											A B	資格を証明する資料により確認する。	
	7.3 施工計画書	1) 承諾		A										A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。
		2) 自動溶接、スタッド溶接の技能者												A B	自動溶接、スタッドの溶接技能者は 技能証明書を受理し、検討する。
		3) 溶接施工管理技術者		A										A B	溶接施工管理技術者をおかない場合は承諾する。
4) エンドタブ			A										A B	鋼製エンドタブ以外の工法を採用する場合は資料を 検討し、承諾する。	
5) 技能資格者													A B	自動溶接の場合は技量を証明する 主な工事履歴を受理する。	
			A										A B	溶接技能者の技量に疑いを生じた場合は、 試験による判定結果を承諾する。	
6) 超音波探傷試験機関		A											A B	超音波探傷試験機関は、選定資料を 検討し、承諾する。	

章	監 理 内 容		監 理 方 法												
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整 その他	要 領	12/17	
						試験		目視		計測					
						立会	書面	立会	書面	立会	書面				
7 鉄骨工事 の続き	7.3 施工計画書の続き	7) 建方		A									A B	鉄骨に材料、機械等の重量物を積載する場合や、特殊な大荷重を負担させる場合には、適切な補強を承諾する。	
	7.4 工作図(7.3.2)	平面図・軸組図・詳細図		A									A B	設計図書等を検討し承諾する。	
	7.5 鋼材(7.2.1)									A B					設計図書により、写真、規格品証明書等を検査する。
			A									A B	(規格証明書を鉄骨工事使用鋼材証明書とする場合は承諾する。)		
	7.6 アンカーボルト・高力ボルト・溶接材料(7.2.4)(7.2.2)(7.2.5)								A B					設計図書により、写真、材料搬入報告書等を検査する。	
	7.7 材料試験(7.2.10)	鋼材の品質を試験により証明する場合				A B							A B	試験計画書により検査する。	
	7.8 技能士(とび工)	資格						B	A					資格を証明する資料により確認する。	
	7.9 工作図(原寸図)(7.3.2)	各部材の取合い、寸法						A B			A B			主要部分の長さ、幅、厚さを計測し、工作図と照合及び作業性を確認する。	
	7.10 製作精度(7.3.3)	製作精度・受入検査						A B			A B			鉄骨精度検査基準により製品受け入れ検査を行う。	
	7.11 高力ボルト接合(7.4.2)(7.4.4)(7.4.7)(7.4.8)	摩擦面の性能、処理・ボルトセットの取扱・締め付け・締め付けの確認							B	A	B	A			設計図書、施工計画書により検査する。
	7.12 普通ボルト接合(7.5.2)								B	A					設計図書、施工計画書により検査する。
													A B		施工計画書により検査する。
	7.13 溶接接合(7.6.3)(7.6.8)(7.6.10)	1) 気温等による処置 2) 溶接部の確認													工場製作要領書、工事現場施工要領書により、写真、施工報告書を検査する。
															設計図書、試験計画書等により検査する。
	7.14 溶接部の試験(7.6.11)	工場溶接・現場溶接の場合				A B									設計図書、試験計画書等により検査する。
															補修箇所全数を記録により確認して承諾する。
	7.15 不合格溶接の補修(7.6.12)	1) 補修箇所の確認及び承諾 2) 母材に割れが入った場合		A		A B									母材に割れが入った場合は協議する。
															設計図書、試験計画書等により検査する。
	7.16 スタッド溶接(7.7.5)(7.7.6)	1) 施工・溶接後の試験 2) 不合格スタッド溶接の補修				A B									補修箇所全数を記録により確認して承諾する。
			A										A B		
7.17 錆止め塗装(7.8.2)	塗装の範囲								A B					設計図書、工場製作要領書等により検査する。	
7.18 耐火被服(7.9.4)(7.9.5)(7.9.7)(7.9.9)	1) ラス張りモルタル塗・耐火材吹き付け 2) 耐火板張り 3) 耐火表示								A B		A B			設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。	
									A B					設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。	
									A B					設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。	
7.19 工事現場施工(7.10.3)(7.10.5)	1) アンカーボルト・柱底均しモルタル 2) 建方							B	A	B	A			施工図(鉄筋)により検査する。	
								A B			A B			工事現場施工要領書、工作図により検査する。	

章	監 理 内 容		監 理 方 法												
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整 その他	要 領	13/17	
						試験		目視		計測					
						立会	書面	立会	書面	立会	書面				
7 鉄骨工事 の続き	7.20 溶融亜鉛めっき工法 (7.12.3)(7.12.4)(7.12.6)	亜鉛めっき・亜鉛めっき高カボルト接合・締め付けの確認							B	A	B	A		設計図書、施工計画書により、写真、施工報告書等を検査する。	
					A B					A B				(溶接部に割れを発見した場合は請負者と協議する。)	
8 コンクリート ブロック・A LCパネル・押出 成形セメント 板工事	8.1 施工計画書			A									A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	8.2 施工図	ブロック割付図・パネル割付図・各部詳細図		A									A B	設計図書等を検討し承諾する。	
	8.3 材料 (8.2.2)(8.3.2)(8.4.2)(8.5.2)	各材料								A B				設計図書により、写真、材料搬入報告書等を検査する。	
	8.4 工法 (8.2.7)(8.2.8)(8.3.4)(8.3.5)	1) 技能士							B	A				資格を証明する資料により検査する。	
		2) ブロック積み・パネルの建て込み・モルタル充填・シーリング・養生等								A B		A B		施工図、施工計画書により写真、施工報告書等を検査する。	
9 防水工事	9.1 施工計画書			A									A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	9.2 施工図	平面図・各部詳細図		A									A B	設計図書等を検討し承諾する。	
	9.3 材料 (9.2.2)(9.3.2)(9.4.2)(9.5.2) (9.6.2)	各材料								A B				設計図書により写真、材料搬入報告書を検査する。	
	9.4 施工 (9.2.4)(9.3.4)(9.4.4)(9.5.4) (9.2.3)(9.3.3)(9.4.3)(9.5.3) (9.6.4)(9.6.5)	1) 技能士							B	A					資格を証明する資料により検査する。
		2) 防水下地								A B		A B			施工図、施工計画書により写真、施工報告書等を検査する。
		3) プライマー塗り・ルーフィング張り・ルーフィングシート張り等								A B		A B			施工図、施工計画書により写真、施工報告書等を検査する。
4) シーリングの確認				A B									確認により不具合があった場合は請負者と協議する。		
5) 接着性試験						A B							按仕、試験計画書等により検査する。		
				A									A B	(試験を省略する場合は承諾する。)	
10 石工事	10.1 施工計画書			A									A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	10.2 施工図	石割付図・取付工作図・各部詳細図		A									A B	設計図書等を検討し承諾する。	
	10.3 材料 (10.2.1)(10.2.2)(10.2.3)	石材・取付金物・その他								A B		A B		設計図書により写真、材料搬入報告書等を検査する。	
	10.4 施工 (10.3.3)(10.4.3)	1) 技能士							B	A					資格を証明する資料により検査する。
2) 下地ごしらえ・取付・目地										A B		A B		施工図、施工計画書により写真、施工報告書等を検査する。	
11 タイル 工事	11.1 施工計画書			A									A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	11.2 施工図	タイル割付図・各部詳細図		A									A B	設計図書等を検討し承諾する。	
	11.3 材料 (11.2.1)	陶磁器質タイル									A B				設計図書、見本品により、写真、材料搬入報告書を検査する。
								A B					見本焼きは設計担当者に確認し、検査する。		

章	監 理 内 容		監 理 方 法										
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査				調整	受理 その他	要 領	14 / 17
						試験 立会 書面	目視 立会 書面	計測 立会 書面					
1 1 タイル 工事 の続き	11.4 施工 (11.3.3)(11.4.3)	1) 技能士						B	A				資格を証明する資料により検査する。
		2) 下地ごしらえ・伸縮目地・ひび割れ誘発目地・張付け						A B		A B			設計図書、施工図等により写真、施工報告書等を検査する。
	11.5 施工後の確認及び試験 (11.1.4)	1) 打診確認										A B	打診検査の結果を確認する。 (張直しについては承諾する。)
				A									
		2) 接着力試験	A			A B							試験に立会い、試験体の位置は指示を行う。 設計図書、試験計画書により検査する。 不合格の場合は処置後、検査を行う。 (試験を省略する場合は承諾する。)
									A B				A B
1 2 木工事	12.1 施工計画書			A							A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	12.2 施工図	伏図・軸組図・各部詳細図		A							A B	設計図書等を検討し承諾する。	
	12.3 材料 (12.2.1)~(12.2.6)	木材・集成材・床張り合板 釘・金物・接着剤等						A B		A B		設計図書により、写真、材料搬入報告書等を検査する。	
	12.4 工法 (12.1.4)(12.1.5)(12.2.8) (12.2.9)(12.2.6)	技能士						B	A				資格を証明する資料により検査する。
		表面仕上げ、継手・仕口、防腐・防蟻処理、接着剤						B	A				設計図書、施工図等により検査する。
1 3 屋根及び とい工事	13.1 施工計画書			A							A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	13.2 施工図	割付図・各部詳細図		A							A B	設計図書等を検討し承諾する。	
	13.3 材料 (13.2.2)(13.3.2)(13.4.2) (13.5.2)	長尺金属板・折板・粘土瓦 取付金物・アスファルトルーフィング ^g ・とい等						A B				設計図書により写真、材料搬入報告書を検査する。	
	13.4 工法 (13.2.3)(13.3.3)(13.4.3) (13.5.3)	1) 技能士						B	A				資格を証明する資料により検査する。
		2) アスファルトルーフィング・各部の納まり・とい・ルーフドレイン							A B		A B		施工図等により検査する。 (折板の流れ方向に継ぎ手を設ける場合は請負者と協議する。)
				A B									
1 4 金属工事	14.1 施工計画書			A							A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。 (軽量鉄骨天井下地の耐震性を考慮した補強と屋外の軒天井、ピロティ天井等の補強については、特記を確認する。)	
	14.2 施工図	製作図・割付図・各部詳細図		A							A B	設計図書等をを検討し承諾する。	
	14.3 材料 (14.4.2)(14.5.2)(14.6.2) (14.7.2)(14.8.2)(14.8.3)	軽量鉄骨下地材・金属成型板・笠木・手すり・タラツブ						A B				設計図書により写真、材料搬入報告書を検査する。	
	14.4 工法 (14.4.4)(14.5.4)(14.6.3) (14.7.3)(14.8.2)(14.8.3)	1) 技能士						B	A				資格を証明する資料により検査する。
		2) 取付・開口部、下地補強							A B		A B		施工計画書等により検査する。

章	監 理 内 容		監 理 方 法													
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整	受 理 其 他	要 領	15/17	
						試 験		目 視		計 測						
						立会	書面	立会	書面	立会	書面					
14 金属工事 の続き	14.4 工法 の続き (14.1.3)	3) あと施工アンカー				A	B									設計図書、試験計画書により試験を行う。 (試験を省略する場合は承諾する。)
				A												
15 左官工事	15.1 施工計画書			A									A	B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	15.2 材料 (15.2.2)(15.4.2)(15.5.2) (15.6.2)(15.7.2)	セメント・砂・水・混和剤・セルフレベリング材・仕上塗材 ・プラスター・ロックウール・接着剤							A	B					設計図書等により、写真、材料搬入報告書等进行检查する。	
	15.3 工法 (15.2.5)(15.3.3)(15.4.5) (15.5.6)(15.6.5)	1) 技能士 2) 調合・塗り・仕上げ・吹き付け等						B	A						資格を証明する資料により検査する。 施工計画書等により検査する。	
16 建具工事	16.1 施工計画書			A									A	B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	16.2 施工図	共通仕様・建具位置図・製作図		A									A	B	設計図書等を検討し承諾する。	
	16.3 材料(建具) (16.2.3)(16.3.3)(16.5.3) (16.6.2)(16.7.2)	1) アルミニウム押出型材、板材・鋼板・ステンレス・形鋼・木材等								A	B					設計図書により、写真、材料検査記録等进行检查する。
		2) 金物類		A										A	B	主要な金物は見本品により承諾する。
	16.4 製品検査 (16.1.2)	機構・性能・寸法許容値・表面処理・仕上方法						B	A	B	A				設計図書により、写真、材料検査記録等进行检查する。	
	16.5 工法 (16.2.5)(16.3.5)(16.4.5) (16.5.5)(16.6.4)	1) 技能士							B	A						資格を証明する資料により検査する。
		2) 加工、組立・取付								A	B		A	B		施工図により写真、施工報告書等进行检查する。
	16.6 材料(ガラス・ガラスブロック) (16.13.2)(16.13.5)	各種ガラス・ガラスブロック・シーリング材等								A	B		A	B		設計図書により写真、材料検査記録等进行检查する。
16.7 工法	1) 技能士							B	A						資格を証明する資料により検査する。	
	2) はめ込み・取付								A	B		A	B		施工図等により検査する。	
17 カーテン ウォール 工事	17.1 施工計画書			A									A	B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
				A									A	B	(設計図書に定める事項以外をカーテンウォール製作所仕様とする場合は承諾する。)	
				A										A	B	(性能の確認方法及び判定方法に特記が無い場合は承諾する。)
	17.2 施工図	製作図・取付施工図・割付図・型枠製作図		A										A	B	設計図書等を検討し承諾する。
				A										A	B	(配筋の特記が無い場合は、計算書により承諾する。)
				A										A	B	(鉄筋の溶接をする場合は承諾する。)
17.3 材料 (17.2.2)(17.3.2)	金属材料・表面処理・金物 PC製品等							A	B		A	B		設計図書により写真、材料搬入報告書等进行检查する。		
17.4 製品・製作 (17.2.3)(17.2.4)(17.3.3) (17.3.4)	検査・型枠・鉄筋組立							B	A		A	B		施工図等により検査する。		

章	監 理 内 容		監 理 方 法										
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査				調整	受理 その他	要 領	16 / 17
						試験 立会 書面	目視 立会 書面	計測 立会 書面					
17 カーテン ウォール 工事 の続き	17.5 取付 (17.2.5)(17.3.5)	1) 技能士					B	A				資格を証明する資料により検査する。	
		2) 金物・主要部材					B	A	B	A		施工図等により検査する。	
18 塗装工事	18.1 施工計画書		A								A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	18.2 材料 (18.1.3)	パテ・プライマー・塗料					A B					設計図書により写真、材料搬入報告書等を検査する。	
	18.3 施工 (18.1.4)～(18.3.3)	1) 技能士					B	A					資格を証明する資料により検査する。
		2) 素地ごしらえ・錆止め塗装 各種塗装						A B					施工計画書により写真、施工報告書等を検査する。
18.4 各種塗料塗り (18.4.1)～(18.17.2)	表面仕上り、色、模様、むら						A B					施工計画書により写真、施工報告書等を検査する。	
19 内装工事	19.1 施工計画書		A								A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	19.2 施工図	割付図・各部詳細図		A							A B	設計図書等を検討し承諾する。	
	19.3 材料 (19.2.2)(19.3.3)(19.4.2) (19.5.2)(19.6.2)(19.7.2) (19.8.2)(19.9.2)	ビニル床シート・ビニル床タイル・カーペット・塗床・フローリング・畳・せっこうボード・壁紙・断熱						A B					設計図書により写真、材料搬入報告書等を検査する。
	19.4 施工・工法 (19.2.3)(19.2.4)(19.3.4) (19.4.3)(19.4.4)(19.5.3～8) (19.6.3)(19.7.3)(19.8.3) (19.9.2～3)	1) 技能士					B	A					資格を証明する資料により検査する。
2) 下地・張付け・敷き込み・塗付け・打込み・現場発泡						B	A		A B			施工計画書等により検査する。	
20 ユニット 及びその 他の工事	20.1 施工計画書		A								A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	20.2 施工図	割付図・製作図・配置図・横断図・立面図		A								A B	設計図書等を検討し承諾する。
				A								A B	(プレキャストコンクリート工事の取付金物を後付けとする場合は承諾する。)
	20.3 材料	各製品						A B				設計図書により写真、材料搬入報告書等を検査する。	
20.4 工法	取付・養生・根切り・基礎 出来形						A B				施工図、施工計画書等により検査する。		
21 排水工事	21.1 施工計画書		A								A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	21.2 施工図	配置図・断面図・各部詳細図		A							A B	設計図書等を検討し承諾する。	
	21.3 材料 (21.2.2)(21.2.3)	排水管・側溝・排水柵・グレーチング等						A B				設計図書により写真、材料搬入報告書等を検査する。	
	21.4 工法 (21.3.3)	1) 根切り・地業・敷設・据付 出来形計測・等					B	A	B	A			施工図、施工計画書等により検査する。
2) 通水試験					A B							設計図書、試験計画書により検査する。	
22 舗装工事	22.1 施工計画書		A								A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
	22.2 施工図	平面図・断面図		A							A B	設計図書等を検討し承諾する。	

章	監 理 内 容		監 理 方 法												
	区分・項目・細目 ()は公共建築工事標準仕様書の項目	要 点	指示	承諾	協議	検 査						調整 受 理 其 他	要 領	17 / 17	
						試験		目視		計測					
						立会	書面	立会	書面	立会	書面				
22 舗装工事 の続き	22.3 材料 (22.2.3)(22.3.3)(22.4.3) (22.5.3)(22.6.3)(22.7.3) (22.8.3)(22.9.2)(22.10.2)	1) 再生材		A									A B	設計図書により写真、材料搬入報告書等を検査する。	
		2) 路床材・路盤材・アスファルト混合物・コンクリート・縁石等					A B		A B						設計図書により写真、材料搬入報告書等を検査する。
	22.4 工法 (22.2.4)～(22.10.3)	1) 締め固め・平坦さ・厚さ・試験等								A B		A B			施工図、施工計画書等により検査する。 (予想外の障害物が発見された場合は請負者と協議する。)
															(路床が軟弱の場合は請負者と協議する。)
		2) 添加材料による安定処理		A										A B	(設計担当者との協議の上、添加材料を承諾する。)
	3) 締め固め試験						A B								設計図書、試験計画書により写真、試験成績書を検査する。
				A										A B	(アスファルト舗装の基準密度は承諾する。)
4) 打設時の気温		A											A B	(2℃以下の気温でコンクリートを打ち込む場合は承諾する。)	
5) 路盤紙		A											A B	(プライムコートの代わりに路盤紙を使用する場合は承諾する。)	
23 植栽及び 屋上緑化 工事	23.1 施工計画書			A									A B	受理する。品質計画の部分は承諾する。	
						A B									(植栽地の確認又は試験の結果、植栽に際して、樹木等の成長に支障となる恐れがある場合は請負者と協議する。)
	23.2 施工図	配置図		A									A B	設計図書等を検討し承諾する。	
	23.3 材料 (23.2.3)(23.3.2)(23.4.2)	樹木・植え込み用土・芝等						B	A		A B			設計図書により写真、材料搬入報告書等を検査する。	
	23.4 工法 (23.2.4)(23.3.3)(23.4.3～6) (23.5.4)	1) 技能士							B	A					資格を証明する資料により検査する。
2) 植栽基盤・新植・移植・芝張り・養生等								B	A				A B	施工図、施工計画書等により検査する。	
23.5 枯保証等 (23.3.4)	枯補償等												A B	原因を調査の上、施工計画書により適切に処置する。	